

令和7年第8回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年8月18日（月）午後1時22分から午後1時31分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 8名

欠席 農業委員 2名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

| 農業委員 | | |
|------|-------|----|
| 番号 | 氏名 | 出欠 |
| 1番 | 石田 敏裕 | 出席 |
| 2番 | 横山 智 | 欠席 |
| 3番 | 目黒 文夫 | 出席 |
| 4番 | 横山 行雄 | 出席 |
| 5番 | 星 美代子 | 出席 |
| 6番 | 川上 敦史 | 欠席 |
| 7番 | 永澤 広美 | 出席 |
| 8番 | 阿部 庄一 | 出席 |
| 9番 | 菅野 昌孝 | 出席 |
| 10番 | 清野 敏興 | 出席 |

| 農地利用最適化推進委員 | | |
|-------------|-------|----|
| 担当区 | 氏名 | 出欠 |
| 1区 | 鈴木 文雄 | 出席 |
| 2区 | 目黒 敏雄 | 出席 |
| 2区 | 齋藤 壽 | 出席 |
| 3区 | 加藤 博 | 出席 |
| 3区 | 菊地 英雅 | 出席 |
| 4区 | 小野 裕康 | 出席 |
| 5区 | 中村 雄志 | 出席 |
| 6区 | 八巻 和夫 | 出席 |
| 7区 | 森 文明 | 出席 |
| 7区 | 佐藤 正義 | 出席 |

4. 議事録署名委員

| 番号 | 氏名 |
|----|-------|
| 7番 | 永澤 広美 |
| 8番 | 阿部 庄一 |

5. 職務のため総会に出席した者

| 職 | 氏名 |
|------|-------|
| 事務局長 | 加藤 伸二 |
| 主幹 | 菅野 正浩 |
| 副主幹 | 寺島 正幸 |

6. 議事

報告第 1号 令和7年第8回総会までの主な行事について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 23号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和7年第8回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、
7番 永澤広美委員と8番 阿部庄一委員にお願いします。
なお、欠席は2番 横山智委員、6番 川上敦史委員であります。
それでは、次第4の議事に入ります。
報告第1号 令和7年第8回総会までの主な行事について、事務局より報告願
います。

事務局長 　　報告第1号 令和7年第8回総会までの主な行事について、ご報告いたしま
す。1ページをご覧ください。
7月17日、県農業委員会職員協議会総会・農業委員会業務の資質向上に向け
た研修会が福島市で開催され、事務局が出席しております。
7月24日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席
しております。
7月31日、農地パトロール（6区）、町内において、石田委員、星委員、阿
部委員、八巻委員、事務局で実施しております。
8月8日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、星委員、永澤
委員、齋藤委員、加藤委員、事務局で調査を実施しております。
以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局長から報告第1号について報告がありましたが、何かご質問・
ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報
告願います。

事務局 　　報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から3番
を説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。
1番から3番については、賃借人が同一であるため、一括で説明いたします。
賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。
農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により令和7

年7月17日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。
以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から報告第2号について報告がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。4ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。

取得する畑は、譲受人の自宅に近く蔬菜類を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 　　それでは議案第22号について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

〔発言する人なし〕

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　　異議なしと認め、議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案5ページと資料の1ページから4ページになります。

設定人、被設定人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。

転用の目的は、太陽光発電であります。権利の設定は地上権設定で、期間は30年間であります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 この件に関しましては、8月8日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

永澤委員 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る8月8日に星美代子委員、齋藤壽委員、加藤博委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番を報告いたします。議案5ページと資料の1ページから4ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、南に向かってゆるやかに傾斜している土地であります。

転用目的及び防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。
質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[「ありません」の声あり]

会 長 それでは議案第23号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。
これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第8回農業委員会総会を閉会いたします。